

令和7年第6回
筑紫野市議会定例会

提案内容補足説明書

筑 紫 野 市

令和7年12月3日提案

(余白)

令和7年第6回筑紫野市議会定例会議案提案内容補足説明目次

報告第11号	専決処分の承認について（損害賠償の額を定めることについて）	5
議案第57号	筑紫野市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9
議案第58号	筑紫野市財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定について	11
議案第59号	筑紫野市土地開発基金条例等を廃止する条例の制定について	13
議案第60号	筑紫野市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	15
議案第61号	筑紫野市税条例の一部を改正する条例の制定について	19
議案第62号	筑紫野市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定について	29
議案第63号	筑紫野市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	31
議案第64号	筑紫野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	33
議案第65号	筑紫野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	37
議案第66号	筑紫野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	39
議案第67号	筑紫野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	41
議案第68号	筑紫野市体育奨励基金条例を廃止する条例の制定について	43
議案第69号	筑紫野市立学校体育施設使用料条例の制定について	45
議案第70号	筑紫野市公園条例の一部を改正する条例の制定について	47
議案第71号	筑紫野市法定外道路の管理に関する条例の制定について	51

議案第 7 2 号	筑紫野市一般廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について -----	5 3
議案第 7 3 号	筑紫野市飲料水供給施設給水条例の一部を改正する条例の制定について -----	5 5
議案第 7 4 号	筑紫野市水道事業給水条例及び筑紫野市下水道条例の一部を改正する条例の制定について -----	5 7
議案第 7 5 号	指定管理者の指定について -----	6 5
議案第 7 6 号	指定管理者の指定について -----	6 7
議案第 7 7 号	令和 7 年度筑紫野市一般会計補正予算（第 6 号）について -----	6 9
議案第 7 8 号	令和 7 年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について -----	7 1
議案第 7 9 号	令和 7 年度筑紫野市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）について -----	7 3
議案第 8 0 号	令和 7 年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について -----	7 5
議案第 8 1 号	令和 7 年度筑紫野市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について -----	7 7
議案第 8 2 号	令和 7 年度筑紫野市水道事業会計補正予算（第 1 号）について --	7 9
議案第 8 3 号	令和 7 年度筑紫野市下水道事業会計補正予算（第 1 号）について-	8 1

提案内容補足説明書

報告番号 第11号

教育部 教育政策課

議案名 専決処分の承認について（損害賠償の額を定めることについて）

（ 説 明 ）

令和7年8月7日（木）午前9時から11時頃、筑紫野市立筑紫野中学校敷地内において除草作業を実施していた際に、個人の家玄関ドアのガラスを損傷させる事故が発生しました。これに係る損害賠償の額を定めることについて、専決処分の承認をお願いします。

詳細につきましては、別紙「学校施設事故に関する報告書」のとおりです。

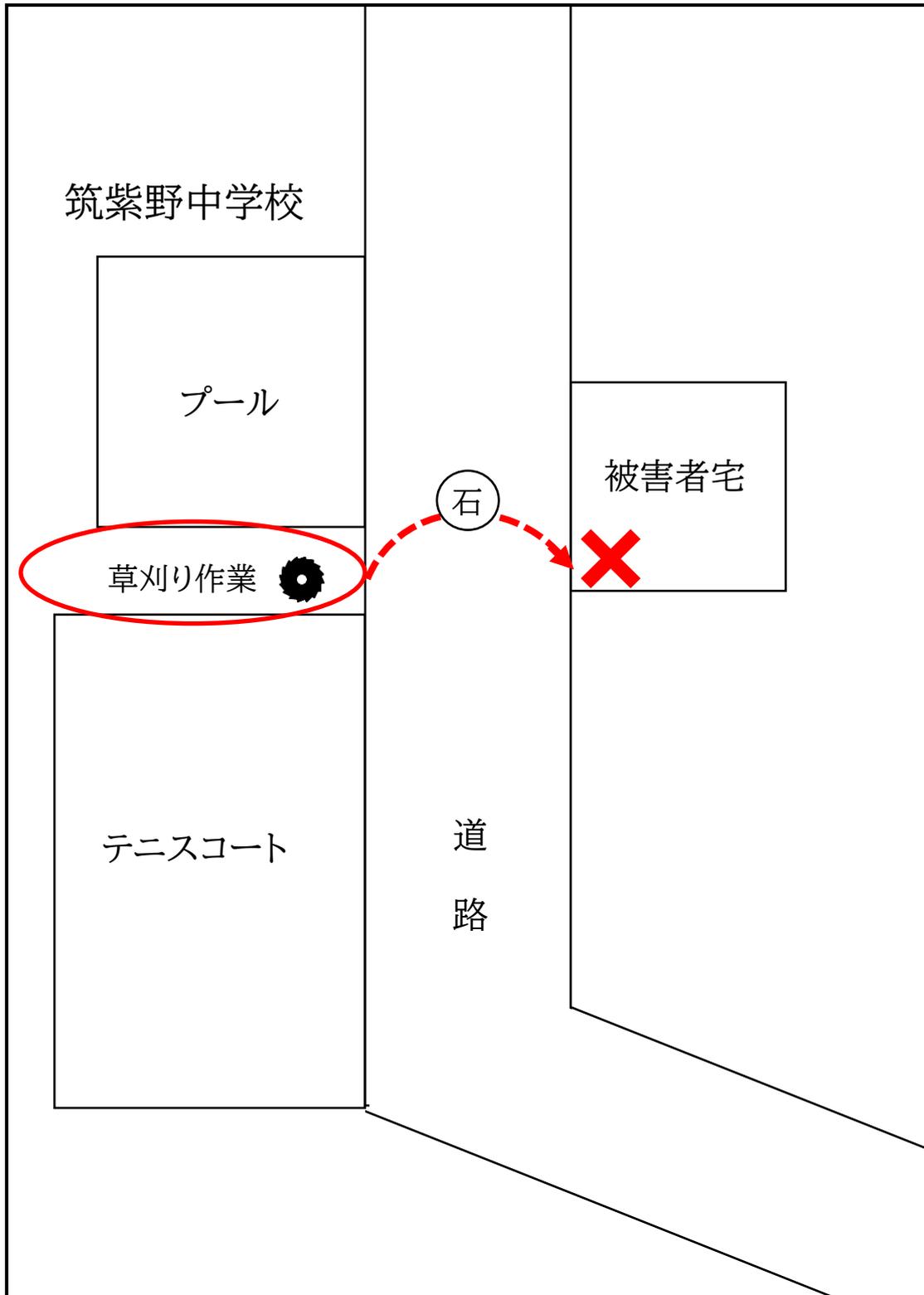
学校施設事故に関する報告書

- 1 事故発生日時 令和7年8月7日（木） 午前9時から11時頃
- 2 事故発生場所 筑紫野市針摺東四丁目6番1号
(筑紫野市立筑紫野中学校付近)
- 3 相手方 個人（市内在住）
- 4 事故の概要 筑紫野市立筑紫野中学校において、草刈り機を使用して除草作業を実施していた際に、道路を隔てた個人の家の玄関ドアに石が飛んで当たり、玄関ドアのガラスに約1mのひび割れを発生させたもの。
- 5 相手方の被害状況 玄関ドアのガラスを損傷
- 6 事故賠償額 金99,000円
- 7 添付書類
 - ・ 事故現場位置図
 - ・ 事故現場状況図

事故現場位置図



事故現場状況図



提案内容補足説明書

議案番号 第57号

企画政策部 人事課

議案名 筑紫野市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(説 明)

今回の条例改正は、この度の職員の不祥事に関し、市政全体の監督責任を重く受け止め、市長の給料の減額措置を行うため、筑紫野市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正するものです。

1 具体的な改正内容

給料月額

対象者	変更前 (円)	変更後 (円)	期間
市長	920,000	828,000	令和8年1月1日～令和8年3月31日

2 影響額

市長 276 千円

新旧対照表：別紙のとおり

筑紫野市特別職の職員の給与等に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>附 則 1～16 (略)</p> <p>17 第4条第2項の規定にかかわらず、令和8年1月1日から令和8年3月31日までの間、市長の給料月額については、828,000円とする。</p>	<p>附 則 1～16 (略) (新設)</p>

提案内容補足説明書

議案番号 第58号

総務部 財政課

議案名 筑紫野市財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定について

(説 明)

以下の理由により、決算剰余金の処分方法を整理するため、条例の一部を改正するものです。

地方財政法（昭和23年法律第109号）第7条の規定によれば、決算剰余金の二分の一を下らない金額については基金へ積み立て、または地方債の繰上償還の財源に充てなければならないとされていますが、現行の条例では、剰余金の二分の一の額は財政調整基金に毎年度積み立てるものとされています。

今回の改正では、法律の規定に則り、剰余金を財政調整基金だけでなく、老朽化する施設の更新など将来の財政運営のための財源を確保することを目的とした他基金への積み立てを想定するものです。

また、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条の2ただし書きの規定により、剰余金の一部を翌年度に繰り越さないで基金に編入することができる定められており、その規定を併せて設けるものです。

新旧対照表：別紙のとおり

筑紫野市財政調整基金条例新旧対照表

新	旧
<p>(積立) 第2条 <u>毎年度基金として積み立てる額は、歳出予算をもって定める額とする。</u></p> <p>2 <u>前項に規定するもののほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条の2ただし書の規定に基づき、各会計年度において決算剰余金を生じたときは、決算剰余金の一部を基金に編入することができる。</u></p>	<p>(積立) 第2条 <u>毎年度基金として積み立てる額は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>地方財政法(昭和23年法律第109号)第7条第1項の規定により各会計年度の歳入歳出の決算上生じた剰余金の2分の1の額</u></p>

提案内容補足説明書

議案番号 第59号

総務部 財政課

議案名 筑紫野市土地開発基金条例等を廃止する条例の制定について

(説 明)

1. 筑紫野市土地開発基金条例の廃止について

本基金は、社会経済の著しい発展に伴う公共用地の取得難に対応するため、当時の自治省通知を受けて設置されたものです。

社会情勢の変化に加え、土地の先行取得については土地開発公社によることも可能であり、現在は当該基金を30年以上活用しておらず今後もその必要性が薄いことから、廃止するものです。

2. 筑紫野市宅地開発等関連施設準備基金条例の廃止について

本基金は、宅地開発等を行う者から、協議のうえ宅地開発寄附金または宅地開発負担金として平成13年度まで受け入れていたものです。

近年の社会情勢から、当該基金の存在意義が薄れているため、廃止するものです。

3. 筑紫野市地域福祉基金条例の廃止について

本基金は、国の高齢者保健福祉推進十か年戦略（ゴールドプラン）により、果実運用型の基金を設置することが求められたため、平成3年に設置されたものです。

近年の金利の状況から、運用利子をもって事業を行うという基金の目的達成が困難であるため、廃止するものです。

(余白)

提案内容補足説明書

議案番号 第60号

市民生活部 市民課

議案名 筑紫野市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

(説 明)

令和3年6月8日から実施しているマイナンバーカードを活用した住民票等証明書のコンビニ交付サービスについて、コンビニ交付手数料を減額することにより、マイナンバーカードの更なる利活用を推進し、コンビニ交付利用拡大による窓口の混雑緩和を図り、市民の待ち時間短縮等、利便性向上に繋がることから、本条例について所要の改正をするものです。

新旧対照表：別紙のとおり

筑紫野市手数料条例新旧対照表

新				旧			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
1 戸籍、住民票及び自動車の臨時運行等に関するもの				1 戸籍、住民票及び自動車の臨時運行等に関するもの			
1	手数料を徴収する事務 印鑑登録 証明書の 交付	次項に掲げ るもの以外 のもの	300円	1件	印鑑登録証明書の交付	1件	300円 (略)
		多機能端末 機による交 付	200円				
(略)				2~4 (略)			
5 納税等に関するもの				5 納税等に関するもの			
3	住民票の交 写しの交 付	次項に掲げ るもの以外 のもの	300円	1件	住民票の写しの交付	1件	300円 (略)
		多機能端末 機による交 付	200円				
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			

新					旧				
2～4 (略)									
5 納税等に関するもの									
	手数料を徴収する事務	単位	金額	備考					
(略)									
4	課税に関する証明	1件	300円						
4の2	所得及び課税に関する証明	1件	300円						
	次項に掲げるもの以外のもの								
	多機能端末機による交付		200円						
(略)									

(余白)

提案内容補足説明書

(NO1)

議案番号 第61号

市民生活部 税務課

議案名 筑紫野市税条例の一部を改正する条例の制定について

(説 明)

本議案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が施行されること等に
 伴い、筑紫野市税条例の一部を改正するものです。改正内容のうち、主なものは次の
 とおりです。

1. 特定親族特別控除の新設

(1) 改正の内容

就業調整対策の観点から、特定親族（19歳以上23歳未満の大学生年代の子等）
 については、年間所得58万円を超え税法上の扶養控除が適用できないものについ
 ても、合計所得金額123万円（給与収入188万円）までは、親等がその所得に応じ
 て段階的に控除を受けられる仕組みを新設するもの。

区分	特定親族の合計所得金額（給与収入換算）	控除額
特定扶養控除	58万円以下 (123万円以下)	45万円
特定親族 特別控除 (新設)	58万円超 95万円以下 (123万円超160万円以下)	45万円
	95万円超100万円以下 (160万円超165万円以下)	41万円
	100万円超105万円以下 (165万円超170万円以下)	31万円
	105万円超110万円以下 (170万円超175万円以下)	21万円
	110万円超115万円以下 (175万円超180万円以下)	11万円
	115万円超120万円以下 (180万円超185万円以下)	6万円
	120万円超123万円以下 (185万円超188万円以下)	3万円

(2) 施行日 令和8年1月1日

2. 加熱式たばこの課税方式の見直し

(1) 改正の内容

加熱式たばこは紙巻たばこよりも税負担水準が低く、課税の公平性に欠いている状況を踏まえ、国たばこ税において、税負担差を解消するため課税方式の見直しが行われることに伴い、市たばこ税においても同様に見直すもの。

(2) 課税方式

現在、重量と価格によって紙巻たばこの本数に換算している課税方式を、重量のみで紙巻たばこの本数に換算する方式とするもの。

改正項目	改正前	改正後
課税方式 (紙巻たばこの本数への換算方法)	重量 価格	重量

(3) 施行日 令和8年4月1日

新旧対照表：別紙のとおり

筑紫野市税条例新旧対照表

新	旧
<p>(公示送達)</p> <p>第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>公示事項(同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。)を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を筑紫野市公告式条例(昭和30年筑紫野町条例第2号)第2条第2項に規定する揭示場に揭示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</u></p> <p>(納税証明事項)</p> <p>第18条の3 <u>施行規則第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</u></p> <p>(所得控除)</p> <p>第34条の2 <u>所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11</u></p>	<p>(公示送達)</p> <p>第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、</p> <p>筑紫野市公告式条例(昭和30年筑紫野町条例第2号)第2条第2項に規定する揭示場に揭示して行うものとする。</p> <p>(納税証明事項)</p> <p>第18条の3 <u>地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</u></p> <p>(所得控除)</p> <p>第34条の2 <u>所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11</u></p>

新	旧
<p>項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は特定親族特別控除額を、前年の合計所得金額が25,000,000円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額から控除する。</p> <p>(市民税の申告)</p>	<p>項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が25,000,000円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>(市民税の申告)</p>
<p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならぬ。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と</p>	<p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならぬ。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と</p>

新	旧
<p>生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）<u>法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。）について、この限りでない。</u></p> <p>2～9（略）</p> <p>（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）</p> <p>第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払</p>	<p>生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは<u>法第314条の2第4項に規定する扶養控除額</u></p> <p>_____の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。）について、この限りでない。</p> <p>2～9（略）</p> <p>（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）</p> <p>第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払</p>
<p>（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）</p> <p>第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払</p>	<p>（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）</p> <p>第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払</p>

新	旧
<p> を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 扶養親族又は<u>特定親族</u>の氏名 (4) (略) 2～6 (略) </p> <p> (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書) 第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは<u>特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))</u>を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住 </p>	<p> を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 扶養親族 _____ の氏名 (4) (略) 2～6 (略) </p> <p> (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書) 第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。) _____ を有する者 (以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住 </p>

新	旧
<p>所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 扶養親族又は<u>特定親族</u>の氏名</p> <p>(4) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)</p> <p>第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費税等(次項において「売渡し等」という。)が行われた加熱式たばこ(第92条第1号ホに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第92条第1号イに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。</p> <p>(1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをい</p>	<p>所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 扶養親族 _____ の氏名</p> <p>(4) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p>う。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。)当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合には、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法</p> <p>(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合には、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法</p> <p>2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p>	

新	旧
<p>3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。)のうち、次に掲げるものについて、同号ただし書の規定は、適用しない。</p> <p>(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの</p> <p>(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。)と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ(同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。)であって当該加熱式たばこの品の品目のもの</p>	

(余白)

提案内容補足説明書

議案番号 第62号

市民生活部 税務課

議案名 筑紫野市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除
に関する条例の制定について

(説 明)

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）に基づき、地域経済牽引事業計画を作成し県の承認を受けることで、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定による固定資産税の課税免除を行うことに関し必要な事項を定めるものです。

なお、本条例の制定により課税免除となった固定資産税については、減収額の4分の1を国から補てんする措置が講じられます。

(余白)

提案内容補足説明書

議案番号 第63号

市民生活部 国保年金課

議案名 筑紫野市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(説 明)

今回の条例改正は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の一部改正に伴い、筑紫野市重度障がい者医療費の支給に関する条例において、項ずれが生じたので条例の一部を改正するものです。

新旧対照表：別紙のとおり

筑紫野市重度障がい者医療費の支給に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>(障がい者施設等に入所等した場合の特例)</p> <p>第13条 第3条第1項第1号の規定にかかわらず、筑紫野市の決定により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第6項に規定する厚生労働省令で定める施設、同条第11項に規定する障害者支援施設、<u>同条第18項に規定する共同生活援助を行う共同生活住居</u>、<u>同条第29項に規定する福祉ホーム</u>、<u>独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設</u>、<u>老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の4に規定する養護老人ホーム</u>、<u>介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第11項に規定する特定施設(介護保険特定施設)又は同条第25項に規定する介護保険施設(以下「障がい者施設等」という。)</u>に入所等したため、障がい者施設等の所在する市町村の区域内へ住所を変更したと認められる者は、筑紫野市が行う重度障がい者医療費の支給対象者とす</p> <p>る。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(障がい者施設等に入所等した場合の特例)</p> <p>第13条 第3条第1項第1号の規定にかかわらず、筑紫野市の決定により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第6項に規定する厚生労働省令で定める施設、同条第11項に規定する障害者支援施設、<u>同条第17項に規定する共同生活援助を行う共同生活住居</u>、<u>同条第28項に規定する福祉ホーム</u>、<u>独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設</u>、<u>老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の4に規定する養護老人ホーム</u>、<u>介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第11項に規定する特定施設(介護保険特定施設)又は同条第25項に規定する介護保険施設(以下「障がい者施設等」という。)</u>に入所等したため、障がい者施設等の所在する市町村の区域内へ住所を変更したと認められる者は、筑紫野市が行う重度障がい者医療費の支給対象者とす</p> <p>る。</p> <p>2 (略)</p>

提案内容補足説明書

議案番号 第64号

こども部 こども政策課

議案名 筑紫野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

(説 明)

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）により児童福祉法（昭和22年法律第164号）に保育所等の職員による虐待に関する通報義務等が創設されたこと、及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部が改正され、乳幼児に対する健康診査の項目の追加がなされたことにより、筑紫野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものです。

改正内容は、次のとおりです。

- ・児童福祉法第33条の10に新たに第2項及び第3項が設けられた（保育所等の職員による虐待に関する通報義務等が創設された）ため、同条を引用している箇所を変更
- ・家庭的保育事業等を利用する児童の入所開始時健康診断・定期健康診断について、母子保健法第12条又は第13条に規定する健康診査で代替することができるものとする規定の追加

新旧対照表：別紙のとおり

筑紫野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

新	旧				
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。))が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1077 1568 1257 2016">児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断</td> <td data-bbox="1077 1131 1257 1568">利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1257 1568 1391 2016">乳幼児に対する健康診査</td> <td data-bbox="1257 1131 1391 1568">利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診</td> </tr> </table>	児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断	乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診	
児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断				
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診				

新	旧
<p>3・4 (略)</p>	<p>3・4 (略)</p>
<p>断又は臨時の健康診断</p>	<p>3・4 (略)</p>

(余白)

提案内容補足説明書

議案番号 第65号

こども部 こども政策課

議案名 筑紫野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

(説 明)

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）により児童福祉法（昭和22年法律第164号）に保育所等の職員による虐待に関する通報義務等が創設されたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。

改正内容は、次のとおりです。

- ・児童福祉法第33条の10に新たに第2項及び第3項が設けられた（保育所等の職員による虐待に関する通報義務等が創設された）ため、同条を引用している箇所を改正
- ・幼保連携型認定こども園及び幼稚園について、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）第27条の2第1項各号に掲げる行為を、当該施設入園児に対して行ってはならない行為として追加

新旧対照表：別紙のとおり

筑紫野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

新	旧
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもに有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもに有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

提案内容補足説明書

議案番号 第66号

こども部 こども政策課

議案名 筑紫野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

(説 明)

令和6年6月12日に公布された、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)により、新たな通園給付として「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)」が創設され、令和8年4月1日から全国の自治体で実施されます。

改正法による改正後の児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の16第1項において、市は、乳児等通園支援事業の設備及び運営についての基準を条例で定めなければならないとされているため、新たに条例を制定するものです。

(余白)

提案内容補足説明書

議案番号 第67号

教育部 学校教育課

議案名 筑紫野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

(説 明)

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）により児童福祉法（昭和22年法律第164号）が改正されたことに伴い、筑紫野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものです。

[改正内容]

改正後の児童福祉法では、第33条の10に新たに第2項及び第3項が設けられたため、本条例中同法を引用している第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改正するものです。

新旧対照表：別紙のとおり

筑紫野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

新	旧
<p>(虐待等の禁止) 第12条 事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の禁止) 第12条 事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

提案内容補足説明書

議案番号 第68号

教育部 文化・スポーツ振興課

議案名 筑紫野市体育奨励基金条例を廃止する条例の制定について

(説 明)

筑紫野市体育奨励基金条例は、体育の振興を図り健康なまちづくりに寄与することを目的に、寄附金を原資として昭和53年に制定したところです。

本条例で設置される基金と併せ一般会計を財源とし、全国大会に出場するスポーツ団体等に対し、それに要する経費の一部を体育奨励助成金として交付していますが、本年度をもって当該基金残高が無くなる見込みであることから、本条例を廃止するものです。

なお、今後の体育奨励助成金の財源につきましては、一般会計により対応するものとします。

(余白)

提案内容補足説明書

議案番号 第69号

教育部 文化・スポーツ振興課

議案名 筑紫野市立学校体育施設使用料条例の制定について

(説 明)

学校体育施設については、学校教育法、社会教育法及びスポーツ基本法に基づき、学校教育に支障がない範囲で公共のために供することが求められており、本市においても多くの社会体育団体等に開放しているところです。

現在、本市における当該施設使用料については有料と無料の施設があること、また、社会体育施設については有料であることなど統一性が無いことから、利用する団体等の公平性が保たれていない状況です。

また、これらの状況に加え近隣自治体の学校体育施設は有料であることを踏まえ、本市の外部評価委員会において、当該施設使用料の徴収についての提言を受けているところです。

これらの理由により、学校体育施設の使用料を徴収するに当たり、統一的な使用料を定めることを目的に本条例を制定するものです。

なお、筑紫野市立筑紫野中学校及び筑山中学校運動場使用料条例は、本条例に統一することから廃止するものとします。

(余白)

提案内容補足説明書

議案番号 第70号

建設部 管理保全課

議案名 筑紫野市公園条例の一部を改正する条例の制定について

(説 明)

今回の条例改正は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（バリアフリー法施行令）（平成18年政令第379号）の一部を改正する政令が施行されたことに伴いまして筑紫野市公園条例の一部を改正する他、所要の改正を行うものです。

具体的には、バリアフリー法施行令の改正に伴う条ずれの修正及び公園内での禁止行為に関する包括条項及び関係機関への照会規定の追加等を行うものです。

新旧対照表：別紙のとおり

新

別表第1(第9条関係)	
項	施設名
1	園路及び広場
	設置基準 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号。以下この別表において「令」という。)第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものであること。 (1)～(5) (略) (6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第11条第22号に規定する点状ブロック等及び令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの(以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。)その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 (7) (略)
(略)	

旧

別表第1(第9条関係)	
項	施設名
1	園路及び広場
	設置基準 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号。以下「令」という。)第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものであること。 (1)～(5) (略) (6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの(以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。)その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 (7) (略)
(略)	

新	旧
<p>別表第5(第22条関係) 備考 1～2 (略) 3 本表以外の種別に係る占有物件は、<u>筑紫野市道路及び普通河川 占用料徴収条例(昭和58年筑紫野市条例第32号)第2条に定める別表 の例により査定する。ただし、これにより難い場合は、その都度評 定した額とする。</u></p>	<p>別表第5(第22条関係) 備考 1～2 (略) 3 本表以外の種別に係る占有物件は、<u>類似の物件により査定す る。ただし、これにより難い場合は、その都度評定した額とする。</u></p>

提案内容補足説明書

議案番号 第71号

建設部 管理保全課

議案名 筑紫野市法定外道路の管理に関する条例の制定について

(説 明)

本条例は、法定外道路の管理に関し必要な事項を定めることにより、法定外道路の保全及び適正な利用を図るために条例を制定するものです。

主な内容としては、道路法（昭和27年法律第180号）及び筑紫野市道路及び普通河川占用等規則（昭和58年筑紫野市規則第14号）に準じて、「禁止行為」や「占用」、「工事施行命令」等の維持管理に必要な事項について定めるものです。

(余白)

提案内容補足説明書

議案番号 第72号

環境経済部 環境課

議案名 筑紫野市一般廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

(説 明)

粗大ごみの排出方法について、電子情報処理組織を使用する方法を追加することに
伴い、本条例の一部を改正するものです。

新旧対照表：別紙のとおり

筑紫野市一般廃棄物の減量及び適正処理に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>(排出の方法)</p> <p>第3条 市長又は一般廃棄物収集運搬業者が行う一般廃棄物の収集に際して、土地又は建物の占有者(占有者がない場合には、管理者とする。)は、法第6条の規定により定めて公表した本市の一般廃棄物処理計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)に従い、分別し、指定袋に入れて所定の場所に排出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、指定袋に入らない一般廃棄物については、次の各号に掲げる枚数の粗大ごみ専用指定シールを貼付して、排出しなければならない。</p> <p>(1) 重量がおおむね30キログラム以下のもの 1枚</p> <p>(2) 前号に掲げる基準を超えるもの 2枚</p> <p>3 前項の規定は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができ。この場合において、粗大ごみ専用指定シールは貼付されたものとみなす。</p> <p>4 一般廃棄物処理計画において市長が設置する回収容器に排出する乾電池、白色トレイ、紙パックその他市長が定めるものについては、<u>第1項</u>の規定は適用しない。</p> <p>5 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>第3条 市長又は一般廃棄物収集運搬業者が行う一般廃棄物の収集に際して、土地又は建物の占有者(占有者がない場合には、管理者とする。)は、法第6条の規定により定めて公表した本市の一般廃棄物処理計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)に従い、分別し、指定袋に入れて所定の場所に排出しなければならない。ただし、指定袋に入らない一般廃棄物については、粗大ごみ専用指定シールを貼付して、排出しなければならない。この場合において、通常成人1人が手で運搬できる物については1枚、それ以外については2枚貼付する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 一般廃棄物処理計画において市長が設置する回収容器に排出する乾電池、白色トレイ、紙パックその他市長が定めるものについては、<u>前項</u>の規定は適用しない。</p> <p>3 (略)</p>

提案内容補足説明書

議案番号 第73号

環境経済部 上下水道料金総務課

議案名 筑紫野市飲料水供給施設給水条例の一部を改正する条例の制定
について

(説 明)

現在、筑紫野市飲料水供給施設給水条例において、飲料水供給施設使用料の納付方法は納入通知書によると規定されており、給水区域である柚須原地区に住む施設使用者の負担を軽減するため、口座振替を導入したいと考えております。

よって、柚須原飲料水供給施設使用料の納付方法に口座振替を導入するに当たり、本条例の改正を行うものです。

新旧対照表：別紙のとおり

筑紫野市飲料水供給施設給水条例新旧対照表

新	旧
<p>(料金)</p> <p>第5条 前条の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第1に定める料金を消費税等に乗じて得た額を納入しなければならない。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>(料金の算定)</p> <p>第6条 料金は、2か月分を翌月の5日までに計量し、その使用水量で算定する。</p> <p>2 月の中途において、飲料水供給施設の使用を開始し、又は中止したときの料金は1か月分として算定する。</p> <p>(料金の徴収方法)</p> <p>第7条 料金は、前条の規定により調定した納入通知書又は口座振替の方法により徴収する。</p> <p>(給水の原則)</p> <p>第11条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止をすることができない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(料金)</p> <p>第5条 前条の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第1に定める料金を100分の110を乗じて得た額を納入しなければならない。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>(料金の算定)</p> <p>第6条 料金は、2箇月分を翌月の5日までに計量し、その使用水量で算定する。</p> <p>2 月の中途において、飲料水供給施設の使用を開始し、又は中止したときの料金は1箇月分として算定する。</p> <p>(料金の徴収方法)</p> <p>第7条 料金は、前条の規定により調定した納入通知書_____により納付しなければならない。</p> <p>(給水の原則)</p> <p>第11条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。</p> <p>2・3 (略)</p>

提案内容補足説明書

議案番号 第74号

環境経済部 上下水道工務課

議案名 筑紫野市水道事業給水条例及び筑紫野市下水道条例の一部を
改正する条例の制定について

(説 明)

国土交通省より、災害その他非常の場合における給水装置工事の施行及び「標準下水道条例について」の改正について通知が発出されました。これは、地震等の大規模発生時における宅内配管等の修繕体制の強化を図るための、広域的な対策の一環でございます。

現行の条例におきましては、給水装置及び排水設備の工事は、本市が指定する事業者でなければ、原則として行うことができないこととなっております。この規定は、平時における工事の適正管理に不可欠であります。災害その他非常の場合において、指定工事事業者の確保が困難となった場合、復旧の遅延を招き、市民生活に不可欠な水の供給・排水機能が停止する事態が懸念されます。

今回の改正は、上記の課題を解消し、本市の危機管理体制を強化することを目的としています。国の通知を踏まえ、地震等の災害時において、管理者（市長）が特に必要と認めるときは、他の市町村長等が指定した事業者にも工事を行わせることを可能とする規定を設けます。これにより、被災した市民生活に不可欠な宅内配管の早期復旧に資することを主な目的として、以下のとおり本条例の一部を改正するものです。

新旧対照表：別紙のとおり

筑紫野市水道事業給水条例新旧対照表(第1条関係)

新	旧
<p>(給水装置の種類)</p> <p>第4条 給水装置は、次の3種とする。</p> <p>(1) 専用給水装置(1戸又は1か所で専用するもの)</p> <p>(2) 共用給水装置(1個の水栓を2戸若しくは2か所以上で共用するもの又は公衆の用に供するもので管理者が認めたもの)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(工事の施行)</p> <p>第7条 給水装置の新設等の設計及び工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事業業者」という。)が施行する。ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者(法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。以下同じ。)又は他の水道事業者が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(工事費の算出方法)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項に規定する工事費の算出に關して必要な事項は、別に管理者が定める。</p>	<p>(給水装置の種類)</p> <p>第4条 給水装置は、次の3種とする。</p> <p>(1) 専用給水装置(1戸又は1箇所で専用するもの)</p> <p>(2) 共用給水装置(1個の水栓を2戸若しくは2箇所以上で共用するもの又は公衆の用に供するもので管理者が認めたもの)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(工事の施行)</p> <p>第7条 給水装置の新設等の設計及び工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事業業者」という。)が施行する。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>2～6 (略)</p> <p>(工事費の算出方法)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前二項に規定する工事費の算出に關して必要な事項は、別に管理者が定める。</p>

新	旧
<p>(給水の原則)</p> <p>第11条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止をすることができない。</p> <p>2 前項の給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めてその都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(給水装置及び水質検査)</p> <p>第20条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、速やかに検査を行い、その結果を請求者に通知する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(料金)</p> <p>第22条 料金は、次の表より算出した額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>料金表 (1か月・消費税等込み)</p> <p>(略)</p>	<p>(給水の原則)</p> <p>第11条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。</p> <p>2 前項の給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めてその都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(給水装置及び水質検査)</p> <p>第20条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、すみやかに検査を行い、その結果を請求者に通知する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(料金)</p> <p>第22条 料金は、次の表より算出した額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>料金表 (1か月・消費税等込み)</p> <p>(略)</p>

新	旧
<p>(1)～(4) (略)</p> <p>(料金の算定)</p> <p>第23条 料金は、毎年度を6期に区分し、各期の定例日にメーターにより計量した1期当たりの使用水量を、当該期の各月に平均して使用したものとみなして算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(特別な場合における料金の算定)</p> <p>第25条 各期中途において、水道の使用を開始したときは、定例日にメーター点検を行いその日の属する前期分として算定し、水道の使用をやめたときは、当該使用をやめた日にメーターを点検しその日の属する期分として算定する。ただし、定例日又は使用をやめた日における使用期間が1か月に満たないときは、1か月分として算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(料金の徴収方法)</p> <p>第27条 料金は、納入通知書又は口座振替の方法により2か月ごとに徴収する。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りではない。</p>	<p>(1)～(4) (略)</p> <p>(料金の算定)</p> <p>第23条 料金は、毎年度を6期に区分し、各期の定例日にメーターにより計量した1期あたりの使用水量を、当該期の各月に平均して使用したものとみなして算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(特別な場合における料金の算定)</p> <p>第25条 各期中途において、水道の使用を開始したときは、定例日にメーター点検を行いその日の属する前期分として算定し、水道の使用をやめたときは、当該使用をやめた日にメーターを点検しその日の属する期分として算定する。ただし、定例日又は使用をやめた日における使用期間が1ヶ月に満たないときは、1ヶ月分として算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(料金の徴収方法)</p> <p>第27条 料金は、納入通知書又は口座振替の方法により2ヵ月ごとに徴収する。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りではない。</p>

筑紫野市下水道条例新旧対照表(第2条関係)

新	旧
<p>(排水設備等の工場の実施)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。)の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>第13条 次の各号に定める物質又は項目に関し、当該各号に定める基準に適合しない下水(水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設の設置又は必要な措置をしなければならぬ。ただし、規程で定める物質又は項目に係る水質及び水量については、この限りでない。</p> <p>(1) 下水道施行令(昭和34年政令第147号。以下「令」という。)第9条の4第1項各号に掲げる物質 それぞれ当該各号に定める数値。ただし、同条第3項に規定する場合同項に規定する基準に係る数値とする。</p> <p>(2)～(7) (略)</p>	<p>(排水設備等の工場の実施)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p> <p>第13条 次の各号に定める物質又は項目に関し、当該各号に定める基準に適合しない下水(水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設の設置又は必要な措置をしなければならぬ。ただし、規程で定める物質又は項目に係る水質及び水量については、この限りでない。</p> <p>(1) 下水道施行令(昭和34年政令第147号。以下「令」という。)第9条の4第1項各号に掲げる物質 それぞれ当該各号に定める数値。ただし、同条第3項に規定する場合同項に規定する基準に係る数値とする。</p> <p>(2)～(7) (略)</p>

新	旧
<p>2 (略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第19条 使用料の額は、該当期の期間において使用者が排除した汚水排出量に応じ算定するものとし、次の表に定める基本使用料と従量使用料の合計額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>(区分 1か月・消費税等込み)</p> <p>(略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第19条 使用料の額は、該当期の期間において使用者が排除した汚水排出量に応じ算定するものとし、次の表に定める基本使用料と従量使用料の合計額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>(区分 1か月・消費税等込み)</p> <p>(略)</p>
<p>(汚水排出量の算定)</p> <p>第20条 使用者が排除した汚水の量の算定は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 水道水を使用した場合は、水道の使用量とする。ただし、2以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合は、筑紫野市公営企業管理者が認定した使用量とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(占用)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 管理者は、前項の占用の許可を受けた者から占用料を徴収す</p>	<p>(汚水排出量の算定)</p> <p>第20条 使用者が排除した汚水の量の算定は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 水道水を使用した場合は、水道の使用量とする。ただし、二以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合は、筑紫野市公営企業管理者が認定した使用量とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(占用)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 管理者は、前項の占用の許可を受けた者から占用料を徴収す</p>

新	旧
<p>る。ただし、次に掲げる占有物件については、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 地方公共団体の行う事業で地方公営企業法 <u> </u>第2条第1項に規定する地方公営企業以外の事業に係る占有物件</p> <p>3 (略)</p>	<p>る。ただし、次に掲げる占有物件については、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 地方公共団体の行う事業で地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第1項に規定する地方公営企業以外の事業に係る占有物件</p> <p>3 (略)</p>

(余白)

提案内容補足説明書

議案番号 第75号

教育部 文化・スポーツ振興課

議案名 指定管理者の指定について

(説 明)

現在の指定管理者受託団体である「一般社団法人筑紫野市スポーツ協会」につきましては、スポーツ全般に精通し日頃よりスポーツ振興に寄与している団体であり、平成23年度の指定管理導入時から現在まで安定した運営を行ってきた実績があります。

また、管理施設の利用者の多くは当該団体に加盟していることから、一般利用者を含む多くの利用者の意見を反映した運営が行われており、今後も利用者との信頼関係を活かしながら適切な業務運営と安定したサービスの提供が期待できるところです。

このことから、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、以下のとおり指定管理者に当該団体を指定することについて同条第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

《管理を指定する施設》

- 筑紫野市勤労青少年ホーム
- 筑紫野市農業者トレーニングセンター
- 筑紫野市筑紫運動広場
- 筑紫野市御笠運動広場
- 筑紫野市山家スポーツ公園

《指定管理を行う期間》

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

(余白)

提案内容補足説明書

議案番号 第76号

教育部 文化・スポーツ振興課

議案名 指定管理者の指定について

(説 明)

現在の指定管理者受託団体である「公益財団法人筑紫野市文化振興財団」につきましては、平成18年度の指定管理導入時から現在まで効率的かつ安定した運営を行ってきた実績があります。

また、当該団体は市民の文化的生活の向上及び地域文化の振興に寄与する公益的事業を行うことを目的として、本市が100%出資して設立された法人であり、文化政策意図を十分に理解したうえで事業に反映できる技術と能力を備えており、管理施設を文化芸術の発信拠点とし市民の視点に立った公益的事業等を展開することが期待できるところです。

このことから、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、以下のとおり指定管理者に当該団体を指定することについて同条第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

《管理を指定する施設》

筑紫野市文化会館

《指定管理を行う期間》

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

(余白)

提案内容補足説明書

(NO1)

議案番号 第77号

総務部 財政課

議案名 令和7年度筑紫野市一般会計補正予算（第6号）について

(説 明)

1. 令和7年度筑紫野市一般会計補正予算（第6号）

(1) 歳入歳出予算の補正

(単位：千円)

歳入歳出予算補正前の額	歳入歳出予算補正額	歳入歳出予算補正後の額
43,709,452	616,704	44,326,156

歳出予算補正の主な内容

2・1・8 15 基金積立事業（財政課）・・・p14

公共施設等整備基金（土地開発基金、宅地開発等関連施設準備基金及び地域福祉基金廃止に伴い、取り崩し分を積み立てるため）32,483千円

2・2・1 7 ふるさと応援寄附金納付促進事業（企画政策課）・・・p14

手数料、委託料増（ふるさと応援寄附金歳入見込み増に伴い、委託業者への手数料及び委託料を増額するもの）75,932千円

3・2・3 4 拡大子ども医療費支給事業（国保年金課）・・・p18

扶助費増（令和6年10月から小学生無償化による受診件数の増加及び令和7年10月から中学生無償化による受診件数の増加見込に伴い、扶助費を増額するもの）19,911千円

3・2・5 31 保育所等ICT化推進等事業（こども政策課）・・・p18

補助金皆増（こども誰でも通園制度の実施（私立保育所2か所）にあたり、総合支援システムを利用するためのパソコン購入への補助を実施することに伴い、補助金を皆増するもの）1,650千円

提案内容補足説明書 継紙

(NO2)

7・1・2 10 総合公園遊具等更新事業（管理保全課）・・・p23

単独工事費増（総合公園多目的駐車場を整備することに伴い、単独工事費を増額するもの） 19,979千円

9・2・2 23 小学校屋内運動場空調設備整備事業（教育政策課）・・・p25

調査設計委託料皆増（市内小学校全11校の屋内運動場に空調設備を整備することに伴い、委託料を皆増するもの） 21,864千円

歳入予算補正の主な内容

16・2・1 民生費国庫補助金（こども政策課）・・・p10

保育対策総合支援事業費補助金（1/2, 2/3）（保育所等ICT化推進等事業及び乳児等通園支援事業の新規実施に伴うもの） 1,400千円

19・1・2 ふるさと応援寄附金（企画政策課）・・・p11

ふるさと応援寄附金（ふるさと応援寄附金歳入見込みの増に伴うもの） 157,375千円

20・1・1 基金繰入金（財政課）・・・p11

公共施設等整備基金繰入金（庁舎管理事業の増額等に伴うもの） 1,388千円

財政調整基金繰入金（国庫支出金返還金等の財源とするもの） 127,233千円

土地開発基金繰入金（基金廃止に伴うもの） 6,084千円

宅地開発等関連施設準備基金繰入金（基金廃止に伴うもの） 98千円

地域福祉基金繰入金（基金廃止に伴うもの） 26,301千円

提案内容補足説明書

議案番号 第78号

市民生活部 国保年金課

議案名 令和7年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算
(第2号) について

(説 明)

1. 令和7年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第2号)

(1) 歳入歳出予算の補正

(単位：千円)

歳入歳出予算補正前の額	歳入歳出予算補正額	歳入歳出予算補正後の額
9,823,272	5,621	9,828,893

歳出予算補正の内容

1・1・1 80 職員給与費 (人事課)・・・p9

職員手当等増 (職員人事異動によるもの) 412千円

4・1・1 1 特定健康診査事業 (健康推進課)・・・p9

健康診査等委託料増 (受診者の増加によるもの) 5,209千円

歳入予算補正の内容

5・1・1 一般会計繰入金 (国保年金課)・・・p8

職員給与費等繰入金 (職員人事異動によるもの) 412千円

一般会計繰入金 (特定健康診査受診者の増加によるもの) 5,209千円

(余白)

提案内容補足説明書

議案番号 第79号

総務部 人権政策・男女共同参画課

議案名 令和7年度筑紫野市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正
予算（第1号）について

（ 説 明 ）

1. 令和7年度筑紫野市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）

（1）歳入歳出予算の補正

（単位：千円）

歳入歳出予算補正前の額	歳入歳出予算補正額	歳入歳出予算補正後の額
1,824	60	1,884

歳出予算補正の内容

1・1・1 1 一般事務経費（人権政策・男女共同参画課）・・・p17

住宅新築資金等貸付事業財政調整基金積立金

（前年度繰越金を積み立てるもの）

60千円

歳入予算補正の内容

3・1・1 繰入金（人権政策・男女共同参画課）・・・p16

基金繰入金（繰入金見込の減によるもの）

△1千円

4・1・1 繰越金（人権政策・男女共同参画課）・・・p16

前年度繰越金（令和6年度実質収支額確定のため）

61千円

(余白)

提案内容補足説明書

議案番号 第80号

健康福祉部 高齢者支援課

議案名 令和7年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
について

（ 説 明 ）

1. 令和7年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

(1) 歳入歳出予算の補正

(単位：千円)

歳入歳出予算補正前の額	歳入歳出予算補正額	歳入歳出予算補正後の額
8,115,299	△10,098	8,105,201

歳出予算補正の主な内容

- 2・1・3 1 施設介護サービス給付費（高齢者支援課）・・・ p 26
給付費減（利用件数の減によるもの） △28,344千円
- 2・2・2 1 地域密着型介護予防サービス給付費（高齢者支援課）・・・ p 26
給付費増（利用件数の増によるもの） 10,270千円
- 2・2・4 1 介護予防住宅改修費（高齢者支援課）・・・ p 27
給付費増（申請件数の増によるもの） 2,494千円

歳入予算補正の主な内容

- 4・1・1 介護給付費負担金（高齢者支援課）・・・ p 24
現年度分（施設介護サービス給付費の減によるもの） △1,937千円
- 5・1・1 介護給付費交付金（高齢者支援課）・・・ p 24
現年度分（施設介護サービス給付費の減によるもの） △2,615千円
- 6・1・1 介護給付費負担金（高齢者支援課）・・・ p 24
現年度分（施設介護サービス給付費の減によるもの） △1,211千円

(余白)

提案内容補足説明書

議案番号 第81号

環境経済部 上下水道料金総務課

議案名 令和7年度筑紫野市農業集落排水事業特別会計補正予算
(第1号) について

(説 明)

1. 令和7年度筑紫野市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第1号)

(1) 歳入歳出予算の補正

(単位：千円)

歳入歳出予算補正前の額	歳入歳出予算補正額	歳入歳出予算補正後の額
169,615	129	169,744

歳出予算補正の内容

1・1・1 80 職員給与費 (人事課)・・・p36

職員手当等 (時間外勤務手当、共済組合負担金の増) 129千円

(内訳) 時間外勤務手当の増 107千円 (業務量の増を反映)

共済組合負担金の増 22千円 (掛金割合の増を反映)

歳入予算補正の内容

3・1・1 一般会計繰入金 (上下水道料金総務課)・・・p35

一般会計繰入金 (職員給与費の増に伴うもの) 129千円

(余白)

提案内容補足説明書

(NO1)

議案番号 第82号

環境経済部 上下水道料金総務課

議案名 令和7年度筑紫野市水道事業会計補正予算（第1号）について

(説 明)

補正の概要

(1) 収益的収入及び支出

【収益的収入】 補正なし

【収益的支出】 原水及び浄水費、配水及び給水費、業務費、総係費（給料等）
 ……職員の人事異動等に伴う人件費の補正

(単位：千円)

既決予定額	補正予定額	計
1,984,598	252	1,984,850

■ 補正の内容

1・1・1	原水及び浄水費 給料等	21千円
1・1・2	配水及び給水費 給料等	△601千円
1・1・3	業務費 給料等	1,482千円
1・1・4	総係費 給料等	△650千円

(2) 資本的収入及び支出

【資本的収入】 補正なし

【資本的支出】 建設改良費（給料等）……職員の人事異動等に伴う人件費の補正
 (単位：千円)

既決予定額	補正予定額	計
868,404	3,106	871,510

■ 補正の内容

1・1・1	建設改良費 給料等	3,106千円
-------	--------------	---------

提案内容補足説明書 継紙 (NO2)

(3) 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
漏水修理工事等当番業務委託契約	令和8年度	12,028千円

■ 漏水修理工事等当番業務委託契約

給水区域内の導水・送水・配水管の漏水事故や、宅内給水管の修理復旧等に対応するための24時間体制の業務委託料として、債務負担行為限度額を12,028千円に設定するものです。

提案内容補足説明書

議案番号 第83号

環境経済部 上下水道料金総務課

議案名 令和7年度筑紫野市下水道事業会計補正予算（第1号）について

（説明）

補正の概要

（1）収益的収入及び支出

【収益的収入】 補正なし

【収益的支出】 総係費（給料等）・・・職員の人事異動等に伴う人件費の補正

（単位：千円）

既決予定額	補正予定額	計
2,129,258	△1,452	2,127,806

■ 補正の内容

1・1・5 総係費

給料等

△1,452千円

（2）資本的収入及び支出

【資本的収入】 補正なし

【資本的支出】 公共下水道整備費（給料等）

・・・職員の人事異動等に伴う人件費の補正

（単位：千円）

既決予定額	補正予定額	計
1,121,870	1,863	1,123,733

■ 補正の内容

1・1・1 公共下水道整備費

給料等

1,863千円